

有害情報への範囲拡大への懸念及び、 プロバイダ責任制限法議論について

一般社団法人
インターネットユーザー協会

- 『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』第2条第3項：
 - 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
 - この曖昧さは提案者も認める通り
- 有害情報についての検索結果の違い
 - 例えば、写真家”Jock sturges”の作品
 - GoogleとYahoo!では有害とする範囲が異なる

有害と有益の境目も曖昧

- 例：鬼頭漠宏『ぼくらの』等
- 売春する母の姿を肯定的に描写、青少年同士の性行為も描写
 - 「性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報」(青少年インターネット環境整備法第2条4項2号)
 - 「青少年の性に関する健全な判断能力の形成を妨げ、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるもの」(東京都青少年保護育成条例改正案第7条第2項)
- 平成22年度・文化メディア芸術祭優秀賞受賞

- 権力による強制や、避けようのない技術的な仕組みによる情報のコントロールは、限界まで禁欲的であることが望ましい
- 有害情報についてISPLレベルでの対応の検討については不安を禁じえない
- 有害情報については、フィルタリング等個々人が適切な対応を行えるよう促す

- 感情的・個人的な発言が世界レベルでの公開情報となるインターネット
- 個人にとって「気に食わない」・「不適切」な情報は増える一方
- ディスインフォメーションも容易化
- 強くない発言主体をどう助けていけるのかの検討は求められるのではないか
- 「情報発信者を守る」という視点のみならず「情報発信者を増やす」が肝要か

- 「被害者—プロバイダ—発信者」という構図
 - 三者間のバランスが重要
- 従来の議論では、発信者の利害が軽視されている印象
- 一般的な被害者の利害が軽視されている印象

- ノーティス・アンド・テイクダウン
 - 「とりあえず削除」のインセンティブを高めてしまう
 - Viacom訴訟
 - ノーティスの濫用による表現の自由やユーザのコンテンツ利活用の侵害の恐れ
 - Googleに寄せられるノーティスの57%は競合他社への攻撃、37%は根拠レス (Urban & Quilter 2005)

- ノーティス・アンド・ノーティス
 - ノーティスの転送と一定期間の監視、発信者を特定できる情報(ログなど)の保全を免責の要件として義務づけ
 - 発信者の表現の自由やプライバシーの保護、被害者の救済に関してバランスがとれている
 - カジュアルな侵害者と悪質な侵害者は分けた対応をすべき

「一般的な」被害者

- 著作権者など「一部の」被害者の声が大きい
- 名誉毀損などの「一般的な」被害者にとってプロ責法は使いやすいのか
- 制度的に細かい改善の余地あり
- 被害者側に立った経験のある実務家の声を聞くべき